明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

ロ　二十万円に、次に掲げる数の合計を乗じて計算した金額

(1)　当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度の個別非新規基準雇用者数（調整地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数をいう。(2)において同じ。）の合計（当該合計が当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数の合計から当該連結親法人及びその各連結子法人の新規雇用者総数（当該新規雇用者総数が当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の調整地方事業所基準雇用者数を超える場合には、当該調整地方事業所基準雇用者数）の合計を控除した数を超える場合には、その超える部分の数を控除した数）

(2)　(1)に掲げる数のうち、当該連結親法人及びその各連結子法人の個別移転型非新規基準雇用者数（移転型特定業務施設のみを当該連結親法人又はその連結子法人の事業所とみなした場合における当該適用年度の基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数から当該連結親法人又はその連結子法人の移転型新規雇用者総数（当該連結親法人又はその連結子法人が受けた計画の認定に係る移転型特定業務施設において当該適用年度に新たに雇用された雇用者で当該適用年度終了の日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。）を控除した数（その数が当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の個別非新規基準雇用者数を超える場合には、当該個別非新規基準雇用者数）をいう。）の合計に達するまでの数

第六十八条の十五の二第二項中「前項第一号ハ」を「前項第一号ロ」に、「三十万円」を「四十万円」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第三項中「連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。第五項第五号において同じ。）が」に、「三十万円」を「から、四十万円」に、「の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額」と、」を「（次項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額」と、」に、「二十万円」を「三十万円」に、「とする」を「と、「に、四十万円」とあるのは「に、四十万円に当該適用年度に係る連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額」とする」に改め、同条第五項を削り、同条第四項第五号中「。第十三号において同じ」を削り、同項第七号ロ中「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条」を「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条第一項」に改め、同項第十号を次のように改める。

十　連結基準雇用者数　連結親法人及びその各連結子法人の基準雇用者数の合計をいう。

第六十八条の十五の二第四項第十一号から第十三号までを削り、同項第十四号を同項第十一号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第六十八条の十五の二第九項中「給与等の支給額のうち適用年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額」を「基準雇用者数」に、「第四項第一号」を「第五項第一号」に改める。

第六十八条の十五の三第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「行つた」を「行う」に、「百分の二十」を「百分の四十」に改める。

第六十八条の十五の四第一項及び第六十八条の十五の五第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の十五の六第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、同条第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の十五の六の次に次の一条を加える。

（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十五の六の二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十六条に規定する認定導入事業者であるもの（以下第三項までにおいてそれぞれ「認定連結親法人」又は「認定連結子法人」という。）が、同法の施行の日から令和四年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、当該認定連結親法人若しくはその認定連結子法人の同法第十条第二項に規定する認定導入計画（以下この項及び次項において「認定導入計画」という。）に記載された機械その他の減価償却資産（同法第二十六条に規定する認定導入計画に従つて実施される特定高度情報通信技術活用システムの導入の用に供するためのものであることその他の要件を満たすものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項において「供用年度」という。）の当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　認定連結親法人又はその認定連結子法人が、指定期間内に、当該認定連結親法人若しくはその認定連結子法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の事業の用に供した場合において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額（第六十八条の九第八項第二号に規定する調整前連結税額をいう。以下この項において同じ。）から、当該認定連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供した当該認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額の合計額の百分の十五に相当する金額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各認定連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該認定連結親法人又はその各認定連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該認定連結親法人又はその認定連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3　第一項の規定は、認定連結親法人又はその認定連結子法人が所有権移転外リース取引により取得した認定特定高度情報通信技術活用設備については、適用しない。

4　第一項及び第二項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

5　第一項の規定は、連結確定申告書等に認定特定高度情報通信技術活用設備の償却限度額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。